

# 水戸市塵芥収集車広告掲載要項

平成 19 年 5 月 11 日

水戸市告示第 114 号

## (目的)

第 1 条 この要項は、市有塵芥収集車に広告を掲載することについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (広告掲載の範囲)

第 2 条 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令(水戸市行政手続条例(平成 7 年水戸市条例第 39 号)第 3 条第 2 号に規定する法令をいう。以下同じ。)に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に関するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

## (表示の方法)

第 3 条 広告は、市長が指定する塵芥収集車の荷台側面に掲載するものとする。

2 広告の表示は、部分ラッピングの方法によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

3 掲載する広告の面積は、1 面につき 1.5 平方メートル以下とする。

## (掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、原則として年を単位として定めるものとする。ただし、市長が特に認める場合は、月を単位として定めることができる。

## (広告の公募)

第 5 条 広告の募集は、公募を原則とし、市の広報紙、ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

## (広告掲載の申込み)

第 6 条 前条の規定による公募に応募しようとする者は、塵芥収集車広告掲載申込書(別記様式)に広告の図案等が分かる書類その他の資料を添付し、市長に提出しなければならない。

## (広告掲載の決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、広告掲載を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(広告に関する責任)

第8条 前条第1項の規定による広告掲載の決定を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとし、第三者から苦情等があった場合は、自らの責任において解決しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 広告掲載者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(掲載料等)

第10条 広告掲載者は、市長が定める期限までに、掲載料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が公用又は公共のためにする広告掲載であるとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の掲載料は、1面当たり年額25,000円とする。
- 3 広告の作成に係る費用は、広告掲載者の負担とする。

(掲載料の還付)

第11条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 広告掲載者の責めによらない理由により、広告掲載をすることができなかつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告掲載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 市長の指定する期日までに掲載料等を納付しなかつたとき。

(原状回復等)

第13条 広告掲載者は、広告掲載を終えたとき、又は前条の規定により広告掲載をすることができなくなつたときは、自己の費用をもって直ちに整備し、現状に復さなければならない。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。